

長寿医療(後期高齢者医療) 制度のお知らせ

**平成21年8月から
被保険者証が切り替わります**

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、平成21年7月31日までとなっております。

新しい被保険者証は、7月下旬までに郵送、または窓口等(※注)で交付します。

(※注: 窓口交付の対象となる方は、平成20年度の保険料に未納がある方、および事前に窓口受取の申請をされている方になります。)

8月からは、医療機関の窓口に新しい被保険者証を見せてください。被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の切り替えが必要です。

住民税非課税世帯等(低所得Ⅰ: 低所得Ⅱ)に該当される方は、申請により、入院時の一部負担金と食事を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

有効期限は、申請した月の初日から毎年の7月末日までのため、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をすでにお持ちで、今年度も住民税非課税世帯等(低所得Ⅰ: 低所得Ⅱ)に該当される方は、8月末日までに

保険料の軽減割合が変わります

平成21年度の保険料軽減措置は従来の保険料軽減措置に加え、次の軽減措置を行います。

保険料の軽減措置

- ・「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で各種所得がない場合
均等割額を9割軽減
- ・「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯のうち、上記の要件に該当しない場合
均等割額を8.5割軽減
- ・「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方
所得割額を一律5割軽減
- ・「会社などの健康保険の被扶養者」であった方
均等割額を9割軽減

保険料の決め方

保険料 = 所得割額(※所得 - 33万円(基礎控除額) × 8.8%) + 均等割額(被保険者一人当たりの定額48,440円)

※所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除額、給与所得控除額など)を差し引いたものです。

詳しくは、国民健康保険課又は、後期高齢者医療広域連合へお気軽にお問い合わせください。



入院時における自己負担限度額

所得区分	入院時の世帯単位の自己負担限度額(月額)	標準負担額 [入院時の1食当たりの食事代]	
		90日までの入院	210円
一般	44,400円	90日までの入院	210円
低所得Ⅱ	24,600円	過去12カ月以内に90日を超える入院	160円
低所得Ⅰ	15,000円		100円

- 所得区分
低所得Ⅱ: 世帯全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰに該当する方を除く)
低所得Ⅰ: 世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる方
- 申請に必要な物
①後期高齢者医療被保険証 ②限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方)
③印かん

市役所本庁(具志川庁舎) 国民健康保険課老人医療係窓口で再度申請してください。

長寿医療(後期高齢者医療) 保険料の納付方法について

平成20年度に保険料軽減措置(均等割額8.5割、所得割5割)の対象となり、10月以降、特別徴収(年金天引き)が中断されている方へのお知らせです。

平成21年度の保険料は7月から口座振替又は納付書等により納付していただくこととなりますが、10月以降の納付方法は、次(①、②)の2通りの方法からお選び頂けます。

①「年金からの納付」の場合
特にお手続きいただく必要はありません。(ただし、注1の場合は、10月以降も普通徴収(納付書払い又は口座振替)となります。)

②「口座振替」の場合
平成21年7月31日(金)までに国民健康保険課老人医療係(本庁)において「保険料納付方法変更」の手続(申請)が必要となります。

【持参するもの】
・振替口座の預金通帳(郵便局以外)
・預金通帳のお届け印
・後期高齢者医療被保険者証
※すでに口座振替の手続きをお済の方でも「保険料納付方法変更」の手続き(申請)をまだ行っていない方は、自動的に年金天引きが開始になります。
なお、上記の手続きを一度された方については、手続きをする必要はありません。

注1 年金の受給額が年額18万円未満の方、介護保険料と後期高齢者医療保険料の1回あたりの合計額が1回あたりの年金支給額の2分の1を超える方、うるま市での介護保険料が特別徴収(年金天引き)されている方
注2 口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により納付された方に適用されます。